

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用

平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知
最終改正 平成17年1月28日付け16農振第1829号農林水産省農村振興局長通知

第1 農用地等の定義

- 1 実施要領第2の1の(1)の「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい(農地法(昭和27年法律第229号、以下「農地法」という。)第2条第1項)、農地を以下に掲げる田、畑、草地に区分する。
 - (1) 「田」とは、たん水するための畦畔及びかんがい機能(自然にかんがいをするものを含む。以下同じ。)を有している土地とする。
 - (2) 「畑」とは、田以外の農地で草地を除く畑とし、樹園地を含むものとする。
 - (3) 「草地」とは、牧草専用地とする。牧草専用地とは、畑のうち牧草の栽培を専用とする畑であって、播種後経過年数(概ね7年未満)と牧草の生産力から判断して、農地としてみなしうる程度のものとする。ただし、牧草の立毛がある畑であっても、作付けの都合により1年から2年間に限り牧草を栽培する場合は牧草専用地ではなく、「畑」とする。
- 2 実施要領第2の1の(1)の「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう(農地法第2条第1項)。
- 3 実施要領第2の1の(2)の「適切な農用地の維持・管理」とは、農用地としての形態及び機能を維持することをいい、調整水田等の農地の保全管理も含まれる。
- 4 実施要領第2の1の(2)の「水路、農道等」とは次に掲げるものをいう。
 - (1) 農業用排水施設(用水路、排水路、樋門、堰、揚・排水機場、ため池等)
 - (2) 農業用道路(農道)
 - (3) その他農用地の保全又は利用上必要な施設(防風林、土壌浸食防止施設等)

第2 対象地域

- 1 実施要領第4の1の「対象地域」は、平成12年4月1日現在で指定されている地域(実施要領第4の1の(9)を除く。)とする。
- 2 平成12年4月1日以降、実施要領第4の1の(1)から(8)までの指定地域(以下「8法地域」という。)の見直しにより、追加又は解除になった地域の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 新たに指定された地域は、当該年度から対象(指定される以前に実施要領第4の1の(9)の地域(以下「特認地域」という。)であった地域は、当該年度から8法地域)とする。
 - (2) 平成12年4月1日時点で指定の解除の予定がある地域については、解除年度以降、対象としない。ただし、平成12年4月1日時点で指定の解除の予定がない地域については、解除年度以降、特認地域とみなすことができる。

第3 対象農用地の基準

- 1 実施要領第4の2の「一団の農用地」とは、農用地面積(農用地面積には畦畔及び法面面積を含む。)が1ha以上の団地又は営農上の一体性を有する複数の団地の合計面積が1ha以上のもの(農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者として農村振興局長が定める者(第6の1)の農用地についても一団の農用地の面積に算入できる(交付金の交付対象面積とはならない。))とする。

ただし、第10の2の(1)から(4)までの事項により、集落協定等の認定時において、1 ha以上であった一団の農用地の面積が1 ha未満となった場合においても、引き続き平成16年度まで対象とすることができる。

なお、一団の農用地の要件の詳細は、別記1に定めるとおりとする。

- 2 実施要領第4の2の(1)及び(4)のアの勾配の測定については、別記2に定めるとおりとする。
- 3 実施要領第4の2の(2)の「自然条件により小区画・不整形な田」とは、次に掲げる要件をすべて満たす田とする。
 - (1) 団地内のすべての田が不整形であり、ほ場整備が不可能であること。
 - (2) 30 a 未満の区画の合計面積が団地内の田の合計面積に対して80%以上であること。
 - (3) 団地内の田の区画の平均面積が20a以下であること。
- 4 実施要領第4の2の(3)の「草地比率の高い草地」とは、5の基準を満たす地域内に存する農用地が当該市町村の農用地の大宗を占め、かつ、6で算定された草地比率が70%以上の市町村又は地域に存する草地とする。
- 5 実施要領第4の2の(3)の「積算気温が著しく低く」とは、1日の平均気温を5月15日から10月5日までの期間において積算したものが2,300 未満のことをいう。
- 6 実施要領第4の2の(3)の「草地比率」とは、新市町村又は旧市町村単位での経営耕地面積に対する牧草専用地面積の割合とする。

(なお、草地比率の算出に用いるデータは平成7年農業センサスの農業事業体調査結果の経営耕地面積、牧草専用地面積とする。また、市町村内の農用地が都道府県段階の第三者機関において、気候等により明確に区分されると認められた場合には、市町村内を区切って草地比率を判定することができる。)
- 7 実施要領第4の2の(4)の「市町村長が判断することが困難な場合」とは、集落が複数の市町村にまたがっている場合等をいう。
- 8 実施要領第4の2の(4)のアの緩傾斜農用地については、農村振興局長が別に定めるガイドライン(以下「緩傾斜農用地のガイドライン」という。)を参考に、市町村長(市町村長が判断することが困難な場合には、都道府県知事)が対象の可否及び対象基準について判断する。

なお、都道府県知事は、緩傾斜農用地のガイドラインとは別にガイドラインを定めることができる。
- 9 実施要領第4の2の(4)の市町村長が判断することが困難である場合の手続きは、次のとおりとする。
 - (1) 市町村長は、判断が困難な事由を記した書面をもって都道府県知事に判断を要請する。
 - (2) 判断の要請を受けた都道府県知事は、具体的な判断結果に理由を付して当該市町村長に書面で通知する。
- 10 実施要領第4の2の(4)のイの高齢化率・耕作放棄率の高い農地の判断に当たっての高齢化率等の算定は、次の(1)及び(2)の式により行う。
 - (1) 「高齢化率」は、次のとおりとする。
$$65\text{歳以上の農業従事者数} / \text{農業従事者数}$$
 - (2) 「耕作放棄率」は、次のとおりとする。
$$\text{耕作放棄地面積} / (\text{経営耕地面積} + \text{耕作放棄地面積})$$
 - (3) 算定に用いるデータは、次のとおりとする。
 - ア 高齢化率は、平成7年農業センサスの農家調査結果の農業従事者数
 - イ 耕作放棄率は、平成7年農業センサスの農業事業体調査結果の経営耕地面積、

耕作放棄地面積

(4) 高齢化率及び耕作放棄率は、原則としてセンサス集落毎に判定する。ただし、実施要領第6の2の(1)の集落協定を締結する一団の農用地毎に区切って算定することが適当な場合には、協定単位で判定（一団の農用地毎に判定する場合は、平成12年3月31日時点で行う。）することもできる。

なお、複数の集落にまたがって協定を締結する場合は、すべての集落において基準を超えていることが必要である。

(5) 複数の団地を対象として集落協定の締結が可能な集落においては、原則として耕作放棄率の高い団地を除いて協定を締結することはできない。

11 特認地域及び特認基準について

(1) 特認地域及び特認基準の設定

都道府県知事は、実施要領第4の1の(9)の特認地域及び同2の(5)の特認基準の設定に当たっては、農村振興局長が別に定めるガイドライン（以下「特認基準のガイドライン」とする。）を参考にして、次のア又はイに掲げるデータを実施要領第8の2の中立的な第三者機関に提出し、審査検討を行うものとする。

ア 8法地域については、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べ耕作放棄率が高いことを示すデータ

イ 8法外地域(実施要領第4の1の(1)から(8)まで以外の地域をいう。以下同じ。)については、自然的・経済的・社会的条件の悪い地域で、かつ、農業生産条件の不利性があることを示すデータ

(2) 都道府県知事は、中立的な第三者機関で審査された特認地域及び特認基準について、参考様式第1号に次表に掲げる必要なデータを添付し、地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を經由して農村振興局長に協議する。

| | 地域・農用地区分 | データの提出 |
|-------|---------------|--|
| 8法地域 | 農業生産条件の不利な農用地 | 農業生産条件の不利性を示すデータ コスト格差 耕作放棄率が他の農用地に比べ高いこと。 |
| 8法外地域 | 8法に準ずる地域 | 農村振興局長が定めるガイドラインに基づかないもの。 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ 農村振興局長が定めるガイドラインに基づく場合は、データの提出は必要としない。 |
| | 農業生産条件の不利な農用地 | 農村振興局長が定めるガイドラインに基づかないもの。 コスト格差 耕作放棄率が他の農用地に比べて高いこと。 農村振興局長が定めるガイドラインに基づく場合は、データの提出は必要としない。 |

(3) 国による特認地域及び特認基準の調整手続き

都道府県知事から(2)の協議を受けた農村振興局長は、実施要領第8の1の第三者機関の意見を聴き、必要があれば各都道府県の特認地域及び特認基準の調整を行うものとする。また、農村振興局長は、調整結果を、参考様式第2号により地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を經由して都道府県知事に通知する。

(4) 特認地域及び特認基準の通知

都道府県知事は、特認地域及び特認基準を決定したときは、速やかに市町村等の関係機関に書面をもって通知する。

(5) 特認面積の上限及び配分

都道府県内における特認面積の上限及び配分は、次のとおりとする。

ア 8法地域内の特認基準に係る対象農用地面積及び特認地域内の対象農用地面積(8法外地域で通常基準(実施要領第4の2の(1)から(4)までの基準をいう。以下同じ。)又は特認基準で指定される農用地の合計面積)の合計面積(以下「特認面積」という。)は、次の(ア)及び(イ)により算定される面積の範囲内とする。

(ア) 各都道府県における8法地域及び8法外地域の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。)内の農用地面積のそれぞれ5%以内であること。

(イ) ただし、8法地域において、特認面積を加えることにより交付金の対象農用地面積が8法地域内農用地区域内の農用地面積の50%を超える場合は、50%以内の面積とすること。

イ 特認面積の配分

アにより得られた農用地面積の8法地域内外の配分については、都道府県知事の裁量とする。

(6) 特認面積の算定基準

特認面積の算定は、当該指定農用地のうち、田については1、畑、草地又は採草放牧地については1.5で除した面積の合計面積が(5)のアにより算出した面積の範囲内であることとする(すなわち、畑、草地又は採草放牧地に配分する場合には、(5)のアにより算出した面積の全部又は一部の1.5倍の面積の範囲内で指定することができる(すべて畑、草地又は採草放牧地とする場合は、田の面積の1.5倍の面積を指定できる。))。

12 実施要領第4の2の対象農用地の面積の測定は、別記3に定めるとおりとする。

第4 既耕作放棄地等の取扱い等

1 既耕作放棄地の取扱い

(1) 既耕作放棄地の定義

ア 「既耕作放棄地」とは、平成12年3月31日までに耕作放棄地(以前耕作したことがあるが、過去1年間以上作物を栽培せず、かつ、ここ数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地(平成7年農業センサス))となった農地とする。

イ 「耕作放棄地の復旧」とは、耕作放棄地を耕作しうる状態にすることをいい、耕作しうる状態とは、次に掲げる状態をいう。

(ア) 田の場合は、灌木の抜根等を行い、たん水するための畦畔及びかんがい機能を有し、作物の栽培が可能な状態

(イ) 畑及び草地の場合は、灌木の抜根等を行い、容易に耕起・整地でき、作物が栽培できる状態(樹園地の場合は、草刈り等を行い、容易に農作業が行え、収穫物が得られる状態)

(2) 既耕作放棄地の取扱い

既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

イ 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、平成16年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。

ウ 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地(協定の対象となる農用地

(以下「協定農用地」という。)の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの。)についても、協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

2 限界的農地の取扱い

(1) 限界的農地の定義

現に耕作又は管理されている農地で、集落の他の農地に比べ、土壌、日照条件、極端な急傾斜等により生産条件が不利で、耕作放棄の懸念が特に大きい農地として集落の申請により市町村長が判断した農地をいう。

(2) 限界的農地の取扱い

平成16年度までに林地化するための準備を行い、植林することが集落協定にあらかじめ位置づけられている場合は、平成16年度まで交付金の交付対象とすることができる。

3 現に自然災害を受けている農用地の取扱い

現に自然災害を受けている農用地については、平成16年度までに復旧し、農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置づけられている場合は、協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。

4 国、地方公共団体等が所有する農用地の取扱い

国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ、農業生産活動等を行っている農用地については、交付金の交付対象とすることとしない。

5 土地改良通年施行等の取扱い等

(1) 土地改良通年施行の対象事業の範囲

ア 土地改良通年施行は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

(ア) 当該年度の6月30日(平成12年度においては8月31日)までに、国若し

しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は農林漁業金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

(イ) 当該年度内に事業が終了すること。

(ウ) 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

イ アの土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

(ア) ほ場整備事業(区画整理その他の面的工事に限る。)

(イ) 客土事業

(ウ) その他土地改良事業等のうち(ア)又は(イ)に該当する工種

ウ 土地改良通年施行に係る事業の実施については、関係局長が別に定めるところによる。

(2) 土地改良通年施行に係る農地の取扱い

(1)の土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。

(3) 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった農用地の取扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を平成16年度まで交付金の交付対象とすることができる。

第5 中山間地域等直接支払市町村基本方針(以下「基本方針」という。)

1 基本方針の内容

基本方針の内容については、次の事項を参考に記載する。

- (1) 実施要領第5の1の(1)の「趣旨」については、市町村の現況、交付金を実施する意義、基本方針に定める項目等について記載する。
- (2) 実施要領第5の1の(2)の「対象地域及び対象農用地」については、実施要領第4の1の(1)から(9)までのうち、当該市町村に該当する対象地域及び実施要領第4の2の(1)から(5)までのうち、当該市町村長が指定しようとする対象農用地の基準について記載する。
- (3) 実施要領第5の1の(3)の「集落協定の共通事項」については、集落が集落協定に定めるべき事項(実施要領第6の2の(1)のア)について記載する。
- (4) 実施要領第5の1の(4)の「個別協定の共通事項」については、協定の対象となる農用地等の事項(実施要領第6の2の(2)のア)について記載する。
- (5) 実施要領第5の1の(5)の「対象者」については、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号、以下「基盤強化法」という。)第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)に準ずる者として市町村長が認定する者について定義の上、交付金の交付の対象者(実施要領第6の1)について記載する。
- (6) 実施要領第5の1の(6)の「集落相互間の連携」については、市町村が行う集落間の連携支援等について記載する。なお、集落協定を締結できない集落が想定される場合には、当該集落の農用地に係る近隣の認定農業者等や直接支払対象集落による利用権の設定等及び農作業の受委託の推進について記載する。
- (7) 実施要領第5の1の(7)の「交付金の使用方法」については、地域の実情を考慮して市町村が望ましいと考える使用内容について記載する。
なお、集落協定の場合にあっては、集落への交付額の概ね1/2以上を集落の共同取組活動に充てることが望ましい旨を記載する。
- (8) 実施要領第5の1の(8)の「交付金の返還」については、実施要領第6の4に基づき記載する。
- (9) 実施要領第5の1の(9)の「生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標」については、市町村の目標及び市町村が目標達成のために講ずる施策等について記載する。
- (10) 実施要領第5の1の(10)の「実施状況の公表及び評価」については、公表内容及び評価の実施時期等について記載する。
- (11) 実施要領第5の1の(11)の「その他必要な事項」については、交付金交付等の適正かつ円滑な実施に当たって市町村が必要と認める(1)から(10)まで以外の事項について記載する。

なお、耕作放棄地の解消に対する支援として「遊休農地解消総合対策事業」のうち土地条件整備事業を実施する場合は、「遊休農地解消総合対策事業実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第313号農林水産事務次官依命通知)」及び「遊休農地解消総合対策事業実施要領の運用について(平成12年4月1日付け12構改B第314号構造改善局長通知)」の規定に基づき記載する。

2 基本方針の認定

- (1) 市町村長は、基本方針認定(変更)申請書(参考様式第3号)に基本方針(参考様式第4号)を添付の上、当該年度の4月30日(平成12年度については、7月31日)までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 基本方針の提出を受けた都道府県知事は、対象地域、対象農用地等の記載内容等について審査し、適正であると認められる場合は、参考様式第5号により市町村長に通知する。

第6 対象者

1 実施要領第6の1の農村振興局長が定める者とは、次の者をいう。

- (1) 集落協定の場合においては、当該協定参加農業者で次のアの式で算定される農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者（当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該農業者の農用地に対して交付される交付額を集落の共同取組活動に充てる場合を除く。）

ア 農業者の所得の算定

（確定申告に基づく農業所得 + 専従者給与額 - 負債の償還額） / 農業従事者数
当該農業者が生産組織、農業生産法人等の構成員であり、当該生産組織、農業生産法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

イ 算定に当たっての留意事項

(ア) アの負債の償還額とは、次に掲げるものとする。

a 農業生産活動のための建物・機械等の固定資産に係る負債の償還額（当該負債に係る減価償却額を上回る場合の差引額に限る。）

b a以外の農業生産活動に係る負債の当該年におけるネット償還額（当該年の期首の負債額から期末の負債額を差し引いた実償還額）

(イ) 農業従事者数の換算は、年間自家農業従事日数が150日以上を「1」とし、農業従事日数が60日以上150日未満の者を「0.5」とする。この他に、家族内に、30日以上60日未満の農業従事者が2名以上いる場合（合計就農日数が60日以上となる。）には、これらの者をまとめて「0.5」とすることができる。

なお、農業従事者とは、所得税法における青色事業専従者給与の特例又は事業専従者控除の特例の対象となる者と同等の就業形態を有する者（当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて6ヶ月を超える者）をいう。

ウ 農作業従事日数の確認方法は、作業日誌等により行うこととする。

エ 実施要領第6の1の「同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得」とは直近3ヶ年の「家計調査年報(総務庁統計局)」の各都道府県の県庁所在地の年平均勤労者所得(月平均世帯主収入×12ヶ月)とする。

- (2) 個別協定の場合においては、実施要領第6の2の(2)のイの認定農業者等で、(1)の規定に該当する者。
- (3) 実施要領第6の2の(2)のイの(1)の経営の規模（田、畑については基幹的農作業を3種類（草地については1種類）以上の受託を含む。）とは、対象農用地に存する農用地面積をいう。

2 農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理等を行っている場合等は当事者間の話し合いにより対象者を決定する。

第7 対象行為

1 集落協定

(1) 実施要領第6の2の(1)のアの「集落」とは、一団の農用地において協定参加者の合意の下に農業生産活動等を協力して行う集団とする。

(2) 集落協定は平成13年度以降に締結することもできる。また、集落協定を締結した複数の集落が、次年度以降にこれらの協定を包含した集落協定を新たに締結することもできる（この場合でも交付金の交付は、平成16年度までとする。）

(3) 集落協定の内容については、次の事項を参考に記載する。

ア 実施要領第6の2の(1)のアの(イ)の「構成員の役割分担」については、農用地等の管理者及び受託等の方法、水路・農道等の管理活動の内容と作業分担、経理担当者、市町村に対する代表者等を記載する。

イ 実施要領第6の2の(1)のアの(ウ)の「農業生産活動等として取り組むべき事項」については、適正な農業生産活動に加え、地域の中で、国土保全機能を高める取組、保健休養機能を高める取組又は自然生態系の保全に資する取組等多面的機能の増進につながるものとして、次の表に例示される行為(これに準ずる行為及び基盤整備への取組みも含む。)から集落が集落の実態に合った活動の一つ以上(法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われている行為以外のものを一つ以上)記載する。

| 分 類 | | 具体的に取り組む行為 |
|---------------------------|----------------|---|
| (必須事項) 農業生産活動等 | 耕作放棄の防止等の活動 | 適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、耕作放棄地の復旧や畜産的利用、高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等 |
| | 水路、農道等の管理活動 | 適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等) |
| (選択的必須事項) 多面的機能を増進する活動 | 国土保全機能を高める取組 | 土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等 |
| | 保健休養機能を高める取組 | 景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田のオーナー制度、グリーンツーリズム |
| | 自然生態系の保全に資する取組 | 魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動 |

ウ 実施要領第6の2の(1)のアの(エ)の「交付金の使用方法」については、集落の各担当者の活動に対する報酬、生産性の向上や担い手の育成に資する活動、鳥獣害防止対策及び水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費の支出や集落協定に基づき農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費の支出について記載する。

エ 実施要領第6の2の(1)のアの(オ)の「生産性や収益の向上による所得の増加、担い手の定着等に関する目標」については、次のとおり記載する。

(ア) 生産性や収益の向上による所得の増加に関する集落としての取組活動については、例えば、農用地の連担化、交換分合等による生産性向上、高付加価値型農業等の推進、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、コントラクターによる飼料生産等とする。

(イ) 担い手の定着等に関する集落としての取組活動については、例えば、新規就農者に対する地域農業改良普及センターの指導、集落リーダー・オペレーターの新技術研修会や先進集落視察への参加、新規就農者に対する離農者の家屋の提供、利用権設定による農用地の面的集積及び酪農ヘルパーの活用等とする。

オ 実施要領第6の2の(1)のアの(カ)の「食料自給率の向上に資するよう規定される米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産の目標」については、集落で主に生産している作物等の作付面積の目標を数値で記載する。なお、米の生産に関する目標については、米の数量調整実施要綱(平成16年4月1日付け15総食第825号農林水産事務次官依命通知)第6の1の規定に基づき提出された水稻生産実施

計画書との整合を図り、毎年度、これを定めることとする。

カ 実施要領第6の2の(1)のアの(キ)の「集落の総合力の発揮に資する事項」については、例えば、一集落一農場制度による農業機械コストの低減、集落外農家との連携、畜産農家との連携等を記載する。

キ 実施要領第6の2の(1)のアの(ク)の「将来の集落像についてのマスタープラン」については、集落が目指す将来の集落像を記載する。

ク 実施要領第6の2の(1)のアの(ケ)の「市町村の基本方針により規定すべき事項」については、市町村の基本方針に基づき、集落が集落の実情に応じて集落協定に盛り込むことが適当と判断した事項を記載する。

(4) 市町村は、協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、集落が交付金の交付額の概ね1/2以上を集落の共同取組活動に充てるよう指導する。

2 個別協定

(1) 実施要領第6の2の(2)のアの利用権の設定等のうち所有権の移転については、交付を受けようとする年の前年の7月1日から当該年の6月30日までに移転があったものとする。ただし、平成12年度は平成12年1月1日から平成12年8月31日までとする。

(2) 受委託等の契約期間については、次のとおりとする。

賃借権の設定、農作業受委託契約は、残存期間が5年以上の契約とする（契約の残存期間が5年未満であっても、交付金の交付期間に契約を更新する場合においては、引き続き対象とすることができる。）

(3) 実施要領第6の2の(2)のアの同一生産行程における基幹的農作業とは、次に掲げるとおりとする。

ア 田及び畑においては、耕起、代かき又は整地、田植え又は播種、病害虫防除、収穫、乾燥・調製とする。

イ 草地においては、耕起、播種、収穫、乾燥・調製とする。

3 農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項但書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）は、集落協定又は個別協定が円滑に締結されるよう、必要に応じて利用権の設定等について調整を行うものとする。

4 集落協定、個別協定の認定等

(1) 集落協定を策定又は変更する集落は、「中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定の認定(変更)申請書(参考様式第6号)」(以下「集落協定認定申請書」という。)に集落協定(参考様式第7号)を添付の上、協定農用地が存する市町村長に当該年度の6月30日（平成12年度においては、当該年度の8月31日）までに提出する。

なお、協定農用地が複数以上の市町村にまたがる場合は、協定農用地が存する市町村長に上記によりそれぞれ提出する。この場合、当該市町村長に提出する申請書には、他の市町村長に提出する申請書の写しを添付する。

(2) 個別協定を策定又は変更する認定農業者等は、「中山間地域等直接支払交付金に係る個別協定の認定申請書(参考様式第8号)」(以下「個別協定認定申請書」という。)を協定農用地が存する市町村の長に当該年度の6月30日（平成12年度においては、当該年度の8月31日）までに提出する。なお、協定農用地が複数以上の市町村に存する認定農業者等は、協定農用地が存する市町村長に上記によりそれぞれ提出する。この場合、当該市町村長に提出する申請書には、他の市町村長に提出する申請書の写しを添付する。

(3) 市町村長は、集落協定又は個別協定が基本方針に即していると認められるときは、集落協定の代表者又は個別協定申請者に「中山間地域等直接支払交付金に係る集落

協定(個別協定)認定書(変更認定書)(参考様式第9号)」により、当該年度の7月31日(平成12年度においては、当該年度の9月30日)までに通知する。

(4) 集落協定、個別協定の変更認定事項

実施要領第6の2の締結協定内容の変更に当たって、市町村長の認定を要する事項は次のとおりとし、その他の事項については市町村長への届出とする。

ア 集落協定内容の変更認定事項

(ア) 協定農用地の面積の追加

(イ) 農業生産活動等として取り組むべき事項の変更

(ウ) 食料自給率の向上に資するよう規定される米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産の目標のうち米の生産目標に関する生産目標の変更

(エ) 市町村の基本方針により規定すべき事項に基づき定めた事項の変更

イ 個別協定内容の変更認定事項

(ア) 協定農用地の面積の追加

(イ) 利用権の設定等及び農作業受委託契約の更新

(5) 集落協定、個別協定内容の変更禁止事項

ア 集落協定内容の変更禁止事項

(ア) 協定農用地面積の全部又は一部の除外(第10の2の(1)から(4)までの場合を除く。)

(イ) 耕作放棄地等の復旧面積又は林地化する面積の全部又は一部のとりやめ

イ 個別協定内容の変更禁止事項

協定農用地面積の全部又は一部の除外(第10の2の(1)から(4)までの場合を除く。)

第8 農業生産活動等の実施状況の確認

1 集落協定に定められた農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動の実施状況の確認及び個別協定に定められた農業生産活動等の実施状況の確認については、別記4のとおりとする。

2 1の確認は、当該年度の9月30日(平成12年度においては、当該年度の10月31日)までに行うものとする。

第9 交付額

1 傾斜農用地等

実施要領第6の3の(2)のアの表中 国の交付金による交付単価及び 国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の上限単価は、実施要領第6の3の(2)のアの表の区分によるほかは、次のとおりとする。

(1) 第4の1の(2)のイの既耕作放棄地及び3の現に自然災害を受けている農用地を復旧した場合の単価は、復旧後の地目の単価とする。なお、田から田以外に地目を変更する場合は、変更後の地目の区分に該当する単価(対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価)を適用するものとする。

(2) 第4の1の(2)のイ及び2の(2)の林地化の単価は、地目別の単価にかかわらず畑の単価(林地化後の単価が林地化前の地目の単価を上回る場合は、林地化前の地目の単価)とする。

(3) 第4の5の(3)の土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった場合は、次の単価とする。

ア 土地改良事業等により勾配の判定に変更があった場合

(ア) 集落協定認定年度以降に採択された事業による場合は、集落協定認定年度の単価とする。

(イ) 集落協定認定年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場

で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

イ 地目の変更により勾配の区分に変更があった場合は、変更後の地目の区分の傾斜単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

2 規模拡大加算

(1) 実施要領第6の3の(2)のイの「新規就農者」とは、平成12年1月1日以降、新たに農業経営を開始した者とする。

(2) 農作業受託とは、第7の2の(3)に定める基幹的農作業を田及び畑においては、3種類以上、草地においては、1種類以上受託することをいう。

(3) 利用権の設定等及び農作業受委託契約の締結が、交付金の交付を受けようとする年度の前年の7月1日から当該年の6月30日（平成12年度は平成12年1月1日から平成12年8月31日）までに行われたものとする。

(4) 規模拡大加算は平成16年度までの交付とする。

3 実施要領第6の3の(3)の第3セクターのオペレーター及び生産組織の構成員に係る「多数」とは、第3セクターにあつては、オペレーターが原則として3人以上、生産組織にあつては、構成員が原則として3戸以上をいう。

4 3の生産組織とは、生産を実質的に共同化、組織化しているものであつて、組織規約、総会議事録及び収支予算・決算書等を備えている組織をいう。

5 実施要領第6の3の(2)のアの注2及びイの注には、特認地域の通常基準に該当する農用地を含むものとする。

第10 交付金の返還等

1 交付金の返還

実施要領第6の4の(1)の「農村振興局長が別に定める基準」とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 集落協定違反となる場合及びその場合の措置

ア 協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合は、協定農用地のすべてについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

イ 多面的機能を増進する活動が行われなかった場合は、協定農用地のすべてについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ウ 協定農用地に含まれる耕作放棄地若しくは自然災害地の復旧又は当該耕作放棄地若しくは限界的農地の林地化が行われなかった場合は、当該耕作放棄地、自然災害地又は限界的農地分については、協定認定年度に遡って返還するものとし、協定農用地のその他農用地については、当該年度以降の交付金の交付対象としない。

エ 協定農用地外で協定農用地の農業生産活動等に悪影響を及ぼす耕作放棄地として当該集落協定に管理することが位置づけられた耕作放棄地について、管理が行われなかった場合は、協定農用地のすべてについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。

オ 水路・農道等の維持管理が行われなかった場合は、協定農用地のすべてについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

カ 米・麦・大豆・飼料作物等に関する生産の目標のうち、米の作付面積の目標を超えて米の作付が行われた場合には、協定農用地のすべてについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(2) 個別協定違反となる場合及びその場合の措置

ア 個別協定期間中に、協定農用地の全部又は一部について第三者への所有権の移

転若しくは賃借権の設定又は賃借権若しくは作業受委託契約の解除が行われた場合は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

イ 協定農用地について、耕作又は維持管理が行われなかった場合（２の農業者の死亡、病気等の不可抗力を除く。）は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ウ 個別協定において、受託者等に責がない事由により受委託契約等が解除された場合は、当該農用地について、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(3) 規模拡大加算について、返還となる場合及びその場合の措置

ア 協定期間中、協定農用地について第三者への所有権の移転若しくは賃借権の設定又は賃借権若しくは作業受委託契約の解除が行われた場合は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

イ 協定農用地について、耕作又は維持管理が行われなかった場合（２の農業者の死亡、病気等の不可抗力の場合を除く。）は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ウ 受託者等に責がない事由により受委託契約等が解除された場合は、当該農用地について、次年度以降の交付金の交付対象としない。

2 返還の免責事由

1において、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は、交付金の返還を免除することとする。ただし、病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該農用地については当該年度以降の交付金の交付は行わないこととする。

(1) 農業者の死亡、病気等の場合

(2) 自然災害の場合

(3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は収用適格事業(土地収用法第3条)の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合

(4) 農地転用の許可を受けて農業用施設用地等とした場合

ア 農業者等が農業用施設を建設するに当たり、農用区域内の農用地を農業用施設用地に転用した場合（農用区域内の土地の用途区分が農業用施設用地とされたものに限る。）

イ 公共事業により資材置き場等として農用地が一時的に使用（当該事業が土地収用事業等であり、事業終了後に農用地に復旧されるものに限る。）される場合。この場合は、農用地として農業生産活動等が開始された年度から交付金の交付対象とする。

3 集落協定の構成員が高齢化等により当該農用地の耕作等が困難となった場合には、集落の代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託のあっせん等を申し出ることとする。

4 返還の手続き

(1) 市町村長は、1の協定違反の事態が生じた場合には、該当集落協定代表者又は個別協定申請者に速やかに通知し、1の措置に基づき、市町村長が交付した交付金を返還させることとする。

(2) 市町村長は、集落協定代表者又は個別協定申請者から返還された交付額のうち都道府県知事から交付された額を都道府県に返還するものとする。

第11 交付金の会計経理

1 実施要領第6の6の(2)の「交付金の交付を受けた者」とは、集落協定にあっては、集落の代表者、個別協定にあっては、協定の認定を受けた認定農業者等をいう。

2 証拠書類の保管

市町村及び交付金の交付を受けた者は、次の証拠書類を保管するものとする。

(1) 市町村

- ア 予算書及び決算書
- イ 交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認指令書類
- ウ 集落協定及び個別協定の申請書類及び承認書類
- エ その他交付金に関する書類

(2) 交付金の交付を受けた者

- ア 集落協定代表者
 - (ア) 集落協定認定書
 - (イ) 金銭出納簿
 - (ウ) 領収書
- イ 認定農業者等
 - (ア) 個別協定認定書
 - (イ) 交付金の受け取りを示す受領書

3 会計経理の適正化

交付金の交付を受けた集落協定代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

- (1) 交付金の経理は、独立の帳簿を設ける等の方法により、他の経理と区別して行うこと。
- (2) 交付金の使用は、集落協定に規定した内容に基づき行い、その都度領収書を受領しておくこと。また、集落協定の会計責任者は、個人毎の支出状況や共同取組活動への支出内容が明確になる書類を整備しておくこと。
- (3) 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。
- (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。

第12 交付金交付の終了

1 実施要領第6の7の(1)の場合として想定される形態とは、次のとおりである。

- (1) 集落に中核となる担い手がいなくても、農業生産活動を特定農業法人、生産組織等が安定的に担うという形態の実現
- (2) 中核となる担い手に集落の相当程度の農地が集積され、これを残りの集落のメンバーが補完するという形態の農業生産活動の実現
- (3) 水路・農道等の管理などの共同作業については全戸で行われつつ、数戸の農家に土地利用型農業が集中され、残りの農家が高付加価値型農業を営むという集落ぐるみによる生産性の高い複合経営の実現
- (4) 酪農については、個々の経営が負債から脱却し、フリーストール・ミルクングパーラー方式等の生産性の高い技術の導入により所得を確保するとともに、単一又は複数の集落が新規参入者となりうる酪農ヘルパーや飼料生産のコストダウンに資するコントラクター組織の活用による安定的な生産形態の実現

2 実施要領第6の7の(3)の交付金交付の終了の対象とならない農業者のうち、集落内のとりまとめ等において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となっている農業者は、当該農業者の農用地に対して交付される交付額を集落の共同取組活動に充てる者とする。

第13 第三者機関

実施要領第8の「中立的な第三者機関」の構成員は、中山間地域問題等について高い学識経験を有する者であって、交付金の執行に当たって利害関係を有しない者とする。

なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

第14 都道府県の資金

1 資金の積立て

都道府県は、国から交付される交付金の全額を資金として積み立てる。

2 資金の管理・運用

(1) 都道府県は、資金の管理・運用等を条例を定めて行う。

(2) 都道府県における本資金の経理は、他の事業の経費と区分して行う。

(3) 都道府県は、資金の運用により生じた運用益を資金に繰り入れる。

(4) 都道府県は、実施要領に基づく交付金の交付を終了する場合において、資金に残額があるときは、当該残額を国に返還する。

第15 交付金の交付方法

1 国は、対象農用地の総量及び集落協定、個別協定の締結状況等を勘案し、都道府県が資金を積立てるための経費に交付金を交付する。

2 都道府県は、直接支払いを実施する市町村からの申請に基づき、実施要領第6の3の(1)の合計額の範囲内で市町村に交付金を交付する。

3 都道府県から交付金の交付を受けた市町村は、実施要領第6の3の(1)の合計額の範囲内で集落代表者又は認定農業者等に交付金を交付する。

第16 交付金の交付実績の報告

実施要領第11の交付金の交付実績の報告は、次により行う。

1 市町村長は、都道府県知事に「中山間地域等直接支払交付金実績報告書(参考様式第10号)」を提出する。

2 都道府県知事は、市町村からの報告をとりまとめの上、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に「中山間地域等直接支払交付金実績報告書(参考様式第11号)」を提出する。

第17 実施状況の公表

1 国は都道府県毎の、都道府県は市町村毎の、市町村は集落毎の次に掲げる事項等を公表する。

(1) 集落協定の概要

(2) 対象農用地の基準別の面積及び交付額

(3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付額

(4) 農業生産活動等の実施状況

(5) 生産性・収益の向上、担い手の定着等に関する取組状況

2 国は、1の実施状況等を農林水産省のホームページ・広報誌等への掲載及び文書閲覧に供する等により公表する。

3 都道府県及び市町村は、1の実施状況等の広報誌への掲載等のほか、地方公共団体で定められている情報公開に関する規定に基づき公表（個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、地方公共団体の判断によりその全部又は一部を公表しないこととしたものは除く。）する。

第18 交付金交付の評価

1 実施要領第13の交付金交付の評価は、原則として隔年ごとに実施する。

2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項及び生産性・収益の向上、担い手の定着等に関する目標等の達成状況等について行う。

3 市町村は、集落協定で規定した目標への取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行う。

(別記1)

一団の農用地の要件について

- 1 団地とは、一つの農用地又は物理的に連担している農用地をいう。この場合、連担とは、ほ場が直接又は畦畔、農道等を境に隣接していることをいう。団地は、中山間地域等直接支払交付金の対象農用地の適否を判定する単位である。
- 2 団地が以下の条件で区切れる場合には、当該団地の一部を区切って指定することができる。
 - (1) 傾斜が明確に変化している場合
 - (2) 道路を境界とする場合
 - (3) 水路を境界とする場合
 - (4) 河川を境界とする場合
 - (5) ため池等の水利掛かりを境界とする場合
 - (6) 小字界を境界とする場合
 - (7) 土地改良事業の実施範囲を境界とする場合
 - (8) 農業生産組織等の管理範囲を境界とする場合
- 3 一団の農用地とは、農用地面積が1ha以上の団地又は営農上の一体性を有する複数の団地の合計面積が1ha以上のものをいう。

「営農上の一体性を有する」とは、一団の農用地を構成するすべての団地が、以下のいずれかの条件を満たす場合をいう。

 - (1) 団地間で耕作者、受託者等が重複し、かつ、そのすべての耕作者、受託者等による共同作業が行われている場合
 - (2) 同一の生産組織、農業生産法人等により農業生産活動が行われている場合
 - (3) 団地間に水路、農道等の線的施設が介在し、当該施設が構成員全員によって管理されている場合

なお、(1)の共同作業が行われている場合とは実施要領の運用第7の2の(3)のア及びイの作業(乾燥・調整を除く。)のうち、1種類以上を共同で行うことをいう。

(別記2)

勾配の測定について

1 勾配

- (1) 直接支払いの対象基準を判定する勾配については、原則として、団地毎に勾配を測定するための測定単位を設け、平均的な傾斜(以下「主傾斜」という。)により判定するものとする。測定方法は、測定単位内で設定する主傾斜となる法線(以下「測定法線」という。)で行い、勾配を分数表示で算出するとともに、水田以外の地目は度数表示に換算する。
- (2) 地形変化等により団地毎の勾配が1つの法線では測定できない場合等には、団地内に複数の測定単位を設けることができる。

2 勾配の測定方法

- (1) 勾配の測定方法は、原則として現地にて実測することとするが、測定作業の簡便化を図る等の観点から、図上により測定を行うことができる。
ただし、団地の勾配が、交付金の対象基準からみて、傾斜区分の内外付近の傾斜である場合には、必要に応じて農林水産省測量作業規程(平成9年7月3日付け9構改D第463号構造改善局長通達)に準拠して現地において実測を行う。
- (2) 図上により測定を行う場合(1/2500程度以上の縮尺による場合)には、測定単位内で測定法線が等高線におおむね直角に交わる方向で測定する。
地形変化等により団地内に複数の測定単位が存在する場合には、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地の主傾斜を算定する。その場合、各測定単位の勾配を分数表示(分母表示の小数第1位まで)した上で加重平均し算出する。
ただし、1団地内において傾斜が何方向に分かれるなど傾斜方向が特定できず、複数の測定単位を設けて加重平均することが困難な場合には、特例的に測定単位界の最高地点と最低地点を結ぶ測定法線が最長距離となるものにより測定することができる。この場合、測定法線が測定単位の大きさを大幅に下回る場合には、測定単位を細分割する。また、明らかに田で1/20(畑で15度)以上であるときは、当該最長距離となるものにより測定することができる。
- (3) 大きな団地で勾配を測定する場合には、測定単位を格子状(メッシュ)に細分割し、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地全体の主傾斜を算出する。
- (4) 団地内に異なる地目が存在する場合には、原則として地目毎に団地を細分割し勾配を測定する。ただし、団地内に異なる地目が混在する場合には、当該団地を一つの測定単位として主傾斜を測定し、地目に関係なく田も畑も同一の勾配を適用することができる。
- (5) 勾配の判定に際しては、分数表示の場合にあっては分母数字の小数第一位を切り上げ、また、度数表示の場合にあっては小数第一位を切り捨てることとする。

(別記3)

対象農用地面積の測定について

- 1 団地面積には、畦畔及び法面面積を含める。
- 2 直接支払いの対象となる農用地面積は、団地及び筆毎に次の方法により把握する。
 - (1) 団地毎の面積
 - ア 国土調査による地籍図又は土地改良法に基づく区画整理事業に伴う確定測量図等(以下「地籍図等という。」)がある場合には、地籍図等に基づく台帳の合計面積とする。
 - イ アの地籍図等はないが、1/2,500 程度以上の縮尺図面等がある場合には、当該図面等の図測により行うこととする。
 - ウ アの地籍図等及びイの図面等がない場合には、農林水産省測量作業規程に準拠し、現地において実測する。
 - (2) 筆毎の面積
 - ア 地籍図等がある場合には、地籍図等に基づく台帳の面積とする。
 - イ (1)のイ及びウの場合には、次の算式による。

$$\text{一筆の面積} = (1) \text{による団地の面積} \times \frac{\text{地籍図等以外の公的資料による当該筆面積}}{\text{地籍図等以外の公的資料による当該団地の面積}}$$

- 3 土地改良事業施行中の団地の農用地面積は、一時利用地に指定される以前にあっては、従前の面積とし、一時利用地に指定された以後にあっては、当該一時利用地の指定面積とする。
- 4 集落が交付額を配分する場合には、2の(2)の各筆毎の農用地面積により支払うこととする。
- 5 平成12年度の農用地指定の時点において1/2,500程度以上の縮尺図面等と同等以上の精度の測定手段を有しておらず、かつ、何らかの理由により実測が困難な場合には、精度の低い図面等による測定値を用いた指定を行うことは差し支えない。
ただし、当該団地については、交付金申請時まで1/2,500程度以上の縮尺図面等を用いた測定と同等以上の精度で検証し、交付金の申請を行うこととする。

(別記4)

農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動の実施状況の確認について

確認事項及び確認方法については、次に掲げるとおりとする。

| 確 認 事 項 | 確 認 方 法 |
|-----------------------------|--|
| 1 作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施 | 集落協定及び個別協定で規定している行為の実施状況の現地見回りによる確認及び所有権移転、賃貸借等については農地法第3条の許可又は農地利用集積計画の公告、農作業受委託契約書で確認。 |
| 2 集落協定で定めている多面的機能を増進する活動の実施 | 現地見回りにより確認。 |
| 3 米の生産調整との整合性 | 協定農用地の生産調整面積の集計等より確認。 |
| 4 規模拡大加算 | 所有権移転、賃貸借等については農地法第3条の許可又は農地利用集積計画の公告、農作業受委託契約書での確認及び現地見回りによる確認。 |
| 5 受給額 | 実施要領第6の3の(3)の規定の確認。 協定参加者の協定対象農用地面積を調査の上、大規模な認定農業者等の交付金の受取を示す受領書による確認。 |
| 6 農業所得 | 実施要領第6の1の規定の確認。確認方法は実施要領の運用第6の1による。 |

(参考様式第1号)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿
(地方農政局長経由)

都 道 府 県 知 事 印

県における特認基準の制定(変更)について(提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の11の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

- 1 特認基準
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータ
- 3 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ


(記載上の注意事項)

- 1 特認基準は都道府県で制定する特認基準について、特認の必要性、特認基準、特認基準を設定する理由等を記載する。
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータには、生産費格差、平地地域に比べ耕作放棄率が高い等の農業生産条件の不利性を示すデータを添付すること。ただし、上記の2及び3において、「特認基準のガイドラインについて」(平成12年4月1日付け12構改B第79号構造改善局長通知)に定める基準とする場合は、データを添付する必要はない。

(参考様式第2号)

番 号
平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿
(地方農政局長経由)

農林水産省農村振興局長 

県における特認基準の制定(変更)について(通知)

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の11の(3)に基づき、平成 年 月 日
の中立的な第三者機関での意見聴取を踏まえ、下記のとおり通知する。

記

- 1 中立的な第三者機関での検討結果
- 2 調整事項

(参考様式第3号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市 町 村 長 印

中山間地域等直接支払市町村基本方針認定(変更)申請書

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)の第5の3に基づき、中山間地域等直接支払市町村基本方針を添えて申請する。

(添付資料)

- 1 対象農用地がわかる図面(既存の図面を活用。ただし、都道府県知事が特に指示する場合には、当該図面とする。)を添付すること。
- 2 1の図面には次に掲げる事項等を記載すること。
対象農用地面積及び主傾斜又は高齢化率・放棄率、小区画・不整形、特認の区分

(参考様式第4号)

中山間地域等直接支払 市町村基本方針

平成 年 月 日策定

(記 載 例)

1 趣旨

市町村は、川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、市町村では、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金(以下、「直接支払い」という。)を実施するものとする。

当該直接支払いにより、適正な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ直接支払いの対象地域の経済活動や生活環境等が改善されるとともに、当該地域以外の地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能が及ぶものと期待される。

このような効果が期待される直接支払いを円滑かつ効果的に実施する上での必要な事項として、集落協定・個別協定の共通事項、集落相互間の連携、交付金の使用方法、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標についての市町村基本方針を定める。

2 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、同一の生産組織、生産法人等により農業生産活動が行われている場合など営農上一体性がある場合において、複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に市町村対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

(特定農山村法等の指定地域を記入)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払い対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(国のガイドラインに基づき指定する場合)

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

() 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする(高齢化率30%以上、耕作放棄率:田5%以上、畑(草地含む。)10%以上)

() 土壌条件が著しく悪い場合

() その他

(国のガイドラインを参考に市町村が独自に基準を定める場合(例))

(a) 1/50以上、10度以上の傾斜農用地を対象

(b) 市町村長の独自の基準(急傾斜の田に混在している場合の緩傾斜の畑等)

(c) 緩傾斜農用地をすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率:田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(オ) 県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、平成16年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地(協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの)についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、集落協定にあらかじめ平成16年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、平成16年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 現に自然災害を受けている農用地については、平成16年度までに復旧し農業生

産活動等を実施する旨集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

3 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた対象農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは 農業公社等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項について記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、平成13年度以降に締結することも可能とする。

(3) 米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産目標

集落は、米の作付け面積の目標及び麦・大豆・飼料作物等の土地利用型作物に関する作付け面積の目標を定める。この際、現下の米の需給情勢を鑑み、米の作付け面積の目標設定に当たっては、米の生産数量・作付け面積のガイドライン（12年度は米の生産数量・生産調整目標面積をいう。）を踏まえた適切な内容とすることが必要である。

(4) 集落の総合力の発揮に資する事項

集落は、その構成員の中にそれぞれ専門的知識・技術・資源を持つ者を有する集団であり、このような集団が有機的に連携し、総合力を発揮することができれば個々の農業者以上の成果をおさめることも期待できる。したがって、集落協定において、集

落の実情に応じて、農地の連坦化、一集落一農場制による機械コスト低減に向けての検討、畜産農家との連携による堆きゅう肥の活用、集落外農家との連携・農地の受託について取り組むことが望ましい。

(5) 将来の集落像についてのマスタープラン

将来の集落のあり方について、非農家を含めて住民参加型の組織づくりを推進し、集落住民の主体性を尊重し、地域の資源と潜在的活力を引き出すようマスタープランを作成する。

(6) 市町村の基本方針に盛り込む事項

上記のほか、市町村が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。

(7) 集落協定等の公表

市町村長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、市町村は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等直接支払いの実施状況を公表する。

(8) 集落の取組状況等の評価

市町村は、事業実施から原則として隔年毎に集落の取り組み状況进行评估し、その結果を都道府県知事に報告する。

(9) 農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(10) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

4 個別協定の共通事項

(1) 認定農業者、これに準ずる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農協及び生産組織等（以下「認定農業者等」という。）が、所有権移転、賃借又は農作業受託等により、耕作放棄される農地を引き受けて農業生産活動等を行う場合には、農地の出し手と受け手の間（所有権移転にあつては、市町村長と新所有者との間）で個別協定を締結し、引き受けた農地が直接支払いの対象となる。

なお、本市町村の認定農業者等が一団の農用地すべてを耕作する場合及び 県にあつては3ha以上（北海道にあつては30ha以上（草地では100ha以上））の経営規模を有している場合（農業従事者一人当たりの所得が 県の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。）は、当該認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができる。

(2) 認定農業者に準ずる者として市町村長が認定する者とは次のとおりである。
地域の实情に合わせて定めることとする。

(例) 次に掲げる 町の 農業振興方針に定められた者

ア 年間農業従事日数が150日以上^の基幹的農業従事者を有している経営体

イ 町の平均経営規模以上の経営体

ウ 農業所得が百万円以上の経営体

(3) 対象となる賃借権設定等

次のア及びイに該当するものとする。

ア 農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規定する利用権の設定等(以下「利用権設定等」という)を受けた農地

イ 農用地につき耕作の権原を有する者との間に同一生産行程における基幹的農作業のうち3種類以上(草地にあっては1種類以上)を受託することが文書により明らかとなっている農作業受委託契約の締結されている農地

(4) 対象地域及び対象農用地

個別協定においては、1ha以上の農用地のまとまりを求めない。

市町村長は当該引き受け農用地を対象農用地として指定する。

5 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。)を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業従事者一人当たりの所得が各都道府県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない(一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。)が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

(3) 規模拡大加算については、集落協定又は個別協定に参加した農業者のうち、認定農業者等及び新規就農者が平成12年度以降、新たに、対象農用地に利用権の設定等又は農作業受委託契約に基づき、5年以上(契約の残存期間が5年未満であっても、交付金の交付期間に契約を更新する場合においては、引き続き対象とすることができる。)の期間継続して農業生産活動等を行う場合を対象とし、平成16年度まで交付する。

6 集落相互間の連携

市町村は、対象行為の取組み、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備の目標、米・麦・大豆・飼料作物等の生産目標等に係る取組が円滑になされるよう、集落相互間の連携の強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

また、市町村は、担い手のいないA集落においても、担い手がいるB集落の認定農業者等が利用権の設定等又は農作業受委託を行うことにより集落協定が円滑に締結され、農用地の適正な耕作・維持管理がなされるよう、集落の担い手の状況、担い手の意向等の把握に努める。

7 交付金の使用方法

市町村の直接支払いの使用方法については、次のとおり本市町村のガイドラインを定めることとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

(1) 集落協定の場合

ア 市町村は、直接支払いの額を集落の代表者に対し交付する。

集落の代表者は、次のイ及びウに対して支出する。

イ 集落の共同取組の実施に次のとおり支出する。

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から直接支払い額の概ね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

(ア) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する報酬額

(イ) 耕作放棄地の復旧等その他集落の共同の取組としての活動に要する経費

(ウ) 水路・農道等の維持管理費（として、地区管理者に支払う額）

(エ) 多面的機能を増進する活動に要する経費

(オ) 生産性・収益の向上、担い手の定着に関する目標を達成するための活動に要する経費

(カ) その他

ウ さらに各筆毎の耕作者に耕作面積の割合に応じて支払う。

(注) 農作業受委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより、いずれかに交付した後、両者が話し合って按分する。

(2) 個別協定の場合

市町村は、直接支払いの額を、個別協定により農用地を引き受けた者に交付する。

8 直接支払いの返還等

(1) 直接支払いの返還

一部農用地について耕作放棄が生じ、集落内外の関係者（第3セクター等を含む。）でこれを引き受ける者が存在せず協定に違反した場合には、協定参加者に対し、協定農用地全てについて協定認定年度に遡って直接支払いの返還を求める。

このような事態を防止するため、市町村や農業委員会は第3セクターや農協等が農用地を引き受けるよう、あっせん、指導等を行う。

(2) 不可抗力の場合の免責

次のような場合は不可抗力として協定認定年度に遡っての返還は求めないが、病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該年度以降の支払いは行わない。

ア 農業者の死亡、病気等の場合

イ 自然災害の場合

ウ 土地収用法(昭和26年法律第219号)等に基づき収用もしくは使用を受けた場合又は収用適格事業(土地収用法第3条)の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合

エ 農地転用の許可を受けて植林又は農業用施設用地等とした場合

また、アの場合において集落協定の他の構成員が高齢化等により当該農用地を引き受けることが困難であるときは、集落の代表者は速やかに市町村、農業委員会等に対し、受託者、賃借者のあっせん等を申し出る。

9 生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標

将来における持続的な農業生産活動等を可能とするため、現状と5年後の生産性・収益の向上、担い手の定着及び生活環境の整備等に関するそれぞれの目標を定め、それらの目標の達成のための施策(新規就農者の参入、オペレーター等の募集、雇用状況の改善、認定農業者の育成、担い手への農用地の利用集積の促進、生活環境の整備等)を講じるとともに、集落協定においては、以下の目標の中から集落で取り組む事項を選択させる。

(1) 生産性・収益の向上に関する目標(例)

ア 農作業の効率化を推進するため、農作業の受委託を推進する。

(ア) 水稻、麦、 の耕起、播種、田植え、収穫、 については、 市町村農業公社、農作業受託組織(生産組織)への農作業の委託を進める。

(イ) 農作業の委託を希望する者は 市町村農業公社、 生産組織に申し出る。

イ 農業機械・施設の共同利用を進める。

大豆、麦、 の耕起、収穫、乾燥調製、 については、 市町村農業公社、 生産組織の農業機械・施設(トラクター、コンバイン、乾燥施設等)の共同利用を促進する。

ウ 農作業の共同化を進める。

水稻、 の育苗、防除、 については、 市町村農業公社、 生産組織を中心に共同作業を行って効率的な農作業の実施を図る。

エ コントラクター組織の活用による飼料生産の集团的委託を進める。

飼料作物の耕起、播種、収穫、 については、 コントラクター組織への委託を促進する。

オ 農用地の連担化・交換分合等により生産性の向上を図る。

集落内の話し合いにより、担い手に農用地が集積するよう農用地の連担化や交換分合等により生産性の向上を図る。

カ 高付加価値型農業の推進を図る。

本市町村の特産物である 、 を栽培するとともに、これらの作物の加工を

農協農産物加工場に委託し、付加価値を高める。

(2) 担い手の定着に関する目標（例）

ア 新規就農者の参入を図る。

（ア）新規就農者に対して集落内の離農者の家屋を利用・整備する等住宅の確保を図る。

（イ）市町村、農業委員会と連携し、新規就農者の受け入れ先農家（農家）の確保や市町村農業公社が行う農業技術習得のための研修への担い手の参加を図る。

イ オペレーターの育成・確保を図る。

（ア）市町村農業公社、生産組織、農業生産法人等におけるオペレーターの確保・育成を図るため、毎年 月から 月においてオペレーターの募集を行う。

（イ）集落リーダー・オペレーターを、新技術の修得のための研修会などへの参加を図る。

ウ 認定農業者の育成を図る。

認定農業者の経営研修、技術研修等の研修会への参加を図る。

エ 利用権設定等による担い手への農用地の面的集積を図る。

農用地利用についての利用権の設定又は農作業受委託を希望する農用地所有者は集落の代表者や農地流動化推進員等を通じて市町村、農業委員会等に申し出る。

オ 酪農ヘルパーの集団的活用を図る。

酪農家の労働負担の軽減を図るため、飼養管理等について酪農ヘルパー組合への委託を行う。

(3) 生活環境の整備等に関する目標（例）

生活環境の整備等に関する目標については、市町村を単位とするが、集落協定の目標の中で集落を単位とすることも選択できる。

ア 農道、集落排水等の生活環境の整備を図る。

平成 年度に 農道の改良、平成 年度に 地区の集落排水事業を実施する。

イ 集落の再編整備を図る。

地区の集落再編整備事業を実施する。

ウ 高齢化に対応した生活環境の整備、高齢者活動の支援等の高齢者対策の推進を図る。

（ア）地区の 高齢者活動センターの整備を図る。

（イ）高齢者の豊富な知識・経験を活用し、伝統文化、伝統工芸などの伝承・指導等の支援を行う。

10 その他必要な事項

（1）耕作放棄地の復旧に対する支援

ア 耕作放棄地の復旧は遊休農地解消総合対策事業等の事業を活用しつつ推進する。

イ 遊休農地解消総合対策事業を実施することにより、耕作放棄の復旧を図る場合は、次に掲げるとおり記述するものとする。

耕作放棄地の復旧のため、集落協定が締結される区域内において、耕作放棄地を含めて土地条件を整備することが必要な場合には、遊休農地解消総合対策事業実施

要領第2の2の(5)後段に基づく土地条件整備事業を活用する。

なお、その実施に当たっては、同実施要領別記の第2の5に掲げる事業種目毎に次の点に留意する。

(ア) 土地条件整備事業の共通事項

a 農地の有効利用、農地保有の合理化、担い手農業者の育成・確保及び地域農業の振興に資すると見込まれるものであること。

b 工種、費用負担の方法等からみて、その効果が十分見込まれるものであること。

なお、費用対効果の算定の結果、投資効率が1.0以上となること。

c 関連する農業生産基盤、農業生産・流通施設等の整備計画等との調和が保たれていること。

(イ) 簡易土地条件整備事業

a 遊休農地を整備し、農業経営の改善のために活用しようとする認定農業者等が、現に関係権利者から所有権の移転又は賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利(以下「使用収益権」という。)の設定若しくは移転を受けているものであること。

b 認定農業者等が所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることにつき、関係権利者から同意又は確約を書面をもって得ているものであること。

(ウ) 集落型土地条件整備事業

a 集落の合意に基づき策定された遊休農地活用集落計画において、本運用通知第5の(4)に位置付けられた農業者が、当該計画に位置付けられている遊休農地について、農地として再活用するものであること及び農道等の線整備のものについては、同計画に位置付けられていること。

b 農地として再活用しようとする農業者が、(イ)のa、bによるもののほか、農作業の受託にあつては、契約書等の文書によって当該契約が明らかなものであること。

(2)(1)以外の事項として、土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等について、記述するものとする。

11 取組状況の評価

市町村長は、原則として隔年毎に集落の取り組み状況について評価を行う。

(参考様式第5号)

番 号
年 月 日

市 町 村 長 殿

都道府県知事 印

中山間地域等直接支払市町村基本方針の認定について

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第5の3により認定したので通知する。

(参考様式第6号)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

集落協定代表者氏名 印

中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定の認定(変更)申請書

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第7の4の(1)により認定を受けたい(変更したい)ので、集落協定を添えて申請する。

(参考様式第7号)

集 落 協 定

市町村 集落

| | | | | |
|-----|----|---|---|---|
| 認 定 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 変 更 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 変 更 | 平成 | 年 | 月 | 日 |

本様式はあくまで記入例であり、これを参考として各集落で作成するものとする。

(記 入 例)

第1 目的

本集落協定者は、以下の対象地域において、耕作放棄地の解消と発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動等を可能とすることにより、本集落の持つ多面的機能の確保を図るため、関係者が一致協力して今後5年間に取り組むべき事項について定める。

第2 対象地域の範囲及び農用地の概要

1 対象地域等

| 区分 | 内 容 | | | | |
|-------------------|-----|------|------|-----|-----|
| 位 置 | 町 | | 大字 | | 集落 |
| 協定農用地面積 (単位：㎡) | 水 田 | | 畑 地 | | 草 地 |
| 協定参加者 (単位人、組織) | 農業者 | 生産組織 | 水利組合 | その他 | |

2 協定農用地

(単位：㎡)

| 一団の農用地名 | 協定農用地面積 | 田 | | 畑 | | 草 地 | |
|-----------|---------|---|-------|---|-----|-----|-----|
| | | | 傾斜等 | | 傾斜等 | | 傾斜等 |
| A - (田) | | | 1/10 | | | | |
| B - 1 (田) | | | 1/100 | | | | |
| B - 2 (畑) | | | | | 15度 | | |
| C - (草地) | | | | | | | 15度 |

注) 一団の農用地ごとに記載する。

(A, B, Cは一団の農用地の名称、1, 2は一団の農用地を構成する団地の名称)

第3 構成員の役割分担

1 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に 印を記入

| 該 当 | 内 容 |
|---------|---|
| (1) 農用地 | |
| | 耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあつせんを受ける。 |
| | 町農業公社が受託する。 |
| | 集落協定参加者が協定内容に従って管理する。 |
| | その他 () |

| 該 当 | 内 容 |
|------------|----------------------------|
| (2) 水路・農道等 | |
| | 協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。 |
| | 集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。 |
| | その他 (別途の規約) |

2 集落協定の管理体制

| 役職名等 | 氏 名 |
|----------|-----|
| 代表者 | |
| 書記担当 | |
| 会計担当 | |
| 共同機械担当 | |
| 土地改良施設担当 | |
| 法面点検担当 | |

農業生産組織等が参加する場合には、規約、組織体制表を添付

3 水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指名する者

第4 農業生産活動等として取り組むべき事項（必須事項）

1 農業生産活動等として以下を実施する。

(1) 農用地に関する事項

| 具 体 的 に 取 り 組 む 行 為 |
|--|
| 耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による賃借権設定や農作業の委託を行う。 |
| 既耕作放棄地を協定農用地に含める場合には、耕作放棄地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。 |
| 既耕作放棄地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。 |

以下の項目から選択する（印を記入）。

| 該 当 | 具 体 的 に 取 り 組 む 行 為 |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。 |
| <input type="checkbox"/> | 協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣被害防止対策を行う。 |
| <input type="checkbox"/> | 限界的農地については、林地化等(そのための買い上げを含む)を行う。 |
| <input type="checkbox"/> | 作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。 |
| <input type="checkbox"/> | その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等） |

(2) 水路・農道等の管理方法

| 具 体 的 に 取 り 組 む 行 為 |
|---|
| 水路については、（構成員の協力を得て毎年 月に水路清掃及び 月と 月に草刈りを行う。また、梅雨、台風等の降雨後には見回りを行う。） |
| 農道については、（毎年 月に簡易補修、 月と 月に草刈りを行う。） |
| その他（ ） |

注） 、 中の（ ）内は例示である。

- 2 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。
以下の項目のうち該当項目に 印を記入する。

| 該 当 | 具 体 的 に 取 り 組 む 行 為 |
|-----|--|
| | (1) 農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 |
| | (2) 棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。 |
| | (3) 景観作物を作付ける。 |
| | (4) 土壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。 |
| | (5) 体験民宿を実施する(グリーンツーリズム)。 |
| | (6) 魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。 |
| | (7) 冬期の湛水化、耕作放棄地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 |
| | (8) 粗放的畜産を行う。 |
| | (9) 堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 |
| | (10) その他 () |

第5 生産性・収益の向上、担い手の定着等に関する目標(必須事項)

将来にわたって持続的な農業生産活動等を可能とするため、下記の項目について、交付金も活用しながら5年間で目標達成に努める。

1 生産性・収益の向上に関する目標

次の活動のうち集落として取り組むものに 印を記入するとともに、現状及び目標について具体的に記載する。

| 該 当 | 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|-----|------------------------------------|-----|-----|
| | (1) 農作業の効率化を推進するため農作業の受委託を進める | | |
| | (2) 農業機械・施設の共同購入・共同利用を進める。 | | |
| | (3) 農作業の共同化を進める。 | | |
| | (4) コントラクター組織の活用による飼料生産の集団的委託を進める。 | | |
| | (5) 農用地の連担化・交換分合等により生産性向上を図る。 | | |
| | (6) 高付加価値型農業の推進を図る。 | | |
| | (7) その他 () | | |

2 担い手の定着に関する目標

次の活動のうち集落として取り組むものに 印を記入するとともに、現状及び目標について具体的に記載する。

| 該 当 | 内 容 | 現 状 | 目 標 |
|-----|---|-----|-----|
| | (1) 新規就農者の参入を図る。 | | |
| | 集落内の離農者の家屋を利用・整備する等、新規就農者に対する住宅の確保を図る。 | | |
| | 市町村、農業委員会と連携し、新規就農者の受け入れ先農家の確保や農業技術習得のための支援を行う。 | | |
| | その他() | | |
| | (2) オペレーターの育成・確保を図る。 | | |
| | 第3セクター、生産組織、農業生産法人等におけるオペレーターの確保・育成を図るため、必要に応じオペレーターの募集を行う。 | | |
| | 集落リーダー・オペレーターを新技術の修得のため研修などに参加させる。 | | |
| | (3) 認定農業者の育成を図る。 | | |
| | (4) 担い手への利用権設定による農地の面的集積を促進する | | |
| | (5) 酪農ヘルパーの集团的活用を図る。 | | |
| | (6) その他() | | |

3 集落全体としての目標

集落営農の目指すべき方向について 印を記入する。

| 該 当 | 内 容 |
|-----|--|
| | (1) 集落の中核となる担い手がいなくても、特定農業法人、株式会社等により生産組織を完成させる。 |
| | (2) 中核となる担い手に集落の相当の農用地が集積され、これを残りの集落メンバーが補完するという形での集落組織を完成させる。 |
| | (3) 水路・農道の管理など共同作業は全戸で行いつつ、数戸の農家に土地利用型農業を集中し残りの農家で高付加価値型農業を営むという集落による複合経営を実現する。 |
| | (4) 酪農については、個々の経営は負債から脱却し、フリーストール・ミルクングパーラー方式等の生産性の高い技術の導入により所得を確保するとともに、単一又は複数の集落が新規参入者となりうる酪農ヘルパーや飼料生産のコストダウンに資するコントラクター組織を活用する。 |
| | (5) その他() |

4 米、麦、大豆、草地畜産等の生産に関する目標

該当する項目に 印を付け、目標を具体的に記載する。

| 該 当 | 内 容 |
|-----|---|
| | (米の生産に関する目標を記載) 作付面積 |
| | (麦の生産に関する目標を記載) 作付面積 |
| | (大豆の生産に関する目標を記載) 作付面積 |
| | (草地畜産 (牧草及び飼料作物) に関する目標を記載) 作付面積 |
| | (その他の作物に関する目標) 作付面積 |

第6 集落の総合力の発揮に資する事項 (任意的事項)

以下の項目のうち該当項目に 印を記入する。

1 一集落一農場制による機械コスト低減に向けての検討

| 該 当 | 内 容 |
|-----|---|
| | (1) 各構成員が個別に所有している農業機械のうち更新時期に当たるものについては、極力処分し、集落の営農組合等による共同利用を推進し、機械コストの低減に向けての検討を行うよう努める。 |
| | (2) その他 () |

2 畜産農家との連携による堆きゅう肥の活用

| 該 当 | 内 容 |
|-----|--|
| | (1) 地力の増進と堆きゅう肥の有効利用を図るため、畜産農家との連携により堆きゅう肥の施用に努める。 |
| | (2) 稲わら、野菜残さ等は堆きゅう肥材料として有効利用を図る。 |
| | (3) その他 () |

3 集落外農家との連携

| 該 当 | 内 容 |
|-----|--|
| | (1) 集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り農作業委託等を推進する。 |
| | (2) その他 () |

4 その他

第7 将来の集落像についてのマスタープラン（任意的事項）

将来の集落像についてのマスタープランを作成する場合は 印を記入する。

| 該当 | 内 容 |
|----|---|
| | 将来の集落のあり方について、非農家を含めて住民参加型の組織づくりを推進し、集落住民の主体性を尊重し、次の事項につき、地域の資源と潜在的活力を引き出すようマスタープランを作成する。 |
| | (1) 地域の伝統文化、生活暮らし等の伝承を通じた都市住民との交流の推進 |
| | (2) 集落ビジョンのマスタープラン作りのための塾活動の促進、勉強会の開催 |
| | (3) 花一杯運動の実践、野菜・山菜・キノコ・地鶏等農畜産物の直売、体験民宿の実施 |
| | (4) 集落ビジョンのアイデアに基づく事業設立の検討等 |
| | (5) その他（ ） |

第8 市町村の基本方針により規定すべき事項

（市町村の基本方針により集落の実情に応じて集落協定に盛り込むべき事項）

1 遊休農地解消総合対策事業

第4の1の(1)のうち耕作放棄地の復旧のため、遊休農地解消総合対策事業実施要領第2の2の(5)後段に基づく土地条件整備事業を実施しようとする場合には、次の項目を集落協定に記述する。

- (1) 事業実施の目的
- (2) 事業の実施主体
- (3) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模
- (4) 事業実施箇所に含まれる耕作放棄地の地番、面積及び権利の設定等を受ける者の氏名

2 土地改良事業

- (1) 事業実施の目的
- (2) 事業の実施主体
- (3) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模

3 災害復旧事業

- (1) 事業実施の目的
- (2) 事業の実施主体
- (3) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模

4 地目変換

- (1) 耕作者（所有者）名
- (2) 変換地目及び面積（例：田 m² 畑 m²）

第9 直接支払いの使用方法等

- 1 直接支払いは、集落を代表して（氏名 ）が市町村より受け取る。
- 2 集落の共同取組みの実施に次の通り支出する。

| 内 容 | 金 額 |
|--|-----|
| 第3の2の集落協定の管理体制における担当者の活動に対する報酬。 | |
| 第4の1の(1)(を除く)に定める集落の共同の取組みとして行う活動に要する経費。 | |
| 第4の1の(2)に定める水路・農道等の維持管理に要する経費(として、地区管理者に支払う額。) | |
| 第4の2の多面的機能を増進する活動に要する経費 | |
| 第5の1及び2に定める目標を達成するための活動に要する経費 | |
| その他() | |

- 3 さらに次の通り支出する。

| 内 容 | 金 額 |
|---|-----|
| 集落の農用地全体の維持管理、生産性の向上等を図る観点から、集落協定の参加者のうち、自らの農用地を適正に維持管理するための第4の1の(1)の活動に協力する者に対し、右欄の額を各筆毎の管理者(別紙様式1)に農地面積の割合に応じて支払う | |
| その他() | |

(注) 農作業受委託が行われている場合のうち、全作業受委託の場合は、一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は、農用地所有者と作業受託者が話し合いによりいずれかに交付した後、両者が話し合っ分する。

(添付資料)

別添集落協定図

(別紙様式1)

1 各農地の管理方法

| 所在 | | 町 地区 | | 一団の農用地名：A - 1 | |
|------|----|------|----------------|-----------------|-----|
| 対象基準 | | 田： | | 畑： | |
| 地番 | 枝番 | 現況 | | 管理方法 | 管理者 |
| | | 地目 | 農地面積 | | |
| 123 | | 田 | m ² | 限界的農地(林地化(H15)) | A |
| 124 | | 田 | | 耕作 | B |
| 125 | | 田 | | 耕作 | B |
| 126 | 1 | 田 | | 管理 | F |
| 127 | | 田 | | 多面的機能(市民農園) | C |
| 128 | | 田 | | 耕作(規模拡大) | F |
| 130 | | 畑 | | 放棄地復旧(畑(H13)) | C |
| 131 | | 田 | | 耕作 | F |
| 142 | | 畑 | | 耕作 | E |
| 143 | 1 | 田 | | 多面的機能(ビオトープ) | F |
| 144 | | 田 | | 耕作 | E |
| 145 | | 田 | | 放棄地復旧(田(H16)) | F |
| 146 | | 田 | | 耕作 | F |
| 147 | | 田 | | 耕作 | F |

(注) 1 一団の農用地ごとに作成する。

(Aは一団の農用地の名称、1は一団の農用地を構成する団地の名称)

2 管理者欄には、個別農業者名、生産組織名、第3セクター名等を記載する。

3 耕作放棄地の現況地目については、耕作放棄直近の地目とする。

2 協定に含めない耕作放棄地の管理

| 所在 | | 町 地区 | | | |
|-----|----|------|----------------|----------|-----|
| 地番 | 枝番 | 現況 | | 管理方法 | 管理者 |
| | | 地目 | 農地面積 | | |
| 223 | | 田 | m ² | 草刈り、防虫対策 | F |
| 224 | | 畑 | | 〃 〃 | E |
| 225 | 1 | 田 | | 〃 〃 | F |
| 226 | | 田 | | 〃 〃 | E |
| 227 | | 田 | | 〃 〃 | F |
| 228 | | 田 | | 〃 〃 | F |
| 230 | | 畑 | | 〃 〃 | F |

(注) 現況地目は耕作放棄直近の地目とする。

(別紙様式2)

協定対象施設の管理方法

| 区 分 | 施 設 | 管理作業者 | 管 理 方 針 | 管理作業の 代 表 者 |
|-----|-----|--------|------------------|----------------|
| 用水路 | 用水路 | 地区水利組合 | 地区水利組合規約による | 代表者 |
| 排水路 | 排水路 | | | |
| 道 路 | 農道 | 集落 | 集落申し合わせ事項によ る | |

(別紙様式3)

集落協定参加同意書

1 協定農用地に係る参加者

| 番号 | 協定農用地面積(m ²) | 氏名 (年齢・性別) | 住所 | 電話番号 | 確認印 |
|----|--------------------------|---------------|----|------|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注) 参加農家のうち大規模農家等(農業従事者1人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る農業者)については、農業所得調書(別紙様式4)を添付する。

2 協定対象施設に係る参加者

| 番号 | 施設名 | 組織名・代表者名 | 所在地 | 電話番号 | 確認印 |
|----|-----|----------|-----|------|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(別紙様式4)

農業所得調書

氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

農業従事者一人当たりの農業所得

(単位：円)

| 農業所得 | 農業従事者 | / |
|------|-------|---|
| | | |

注1 農業従事者一人当たりの農業所得は以下のとおり算定する。

(確定申告に基づく農業所得 + 専従者給与額 - 負債の償還額) / 農業従事者数

当該農業者が生産組織、農業生産法人等の構成員であり、当該生産組織、農業生産法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

(1) 負債の償還額は実施要領の運用第6の1の(1)のイの(ア)による。

(2) 農業従事者数は実施要領の運用第6の1の(1)のイの(イ)により換算する。

注2 農業所得調書には、農業所得額を証明する書類を添付する。

(参考様式第8号)

中山間地域等直接支払交付金に係る個別協定の認定申請書

平成 年 月 日

市 町 村 長 殿

住 所
氏 名

印

このことについて、別添写しの契約に基づき、当該農用地を適正に管理することとしたので、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知）第7の4の(2)に基づき、下記関係書類を添えて申請する。

記

- 1 経営規模、農業従事者一人当たりの農業所得（別紙1）
- 2 協定農用地の概要（別紙2）

注1 農地又は採草放牧地について、所有権移転、賃借権等を設定した場合は、農地法第3条の規定に基づく許可書又は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の市町村公告の写しを添付のこと。

2 農作業受委託の場合は、別添契約書様式例を参考に契約書を作成し、その写しを添付のこと。

3 申請者の居住する市町村以外に存する農用地について、利用権の設定等を行っており、当該農用地の存する市町村の長に申請書を提出している場合は、当該申請書の写しを添付すること。

経営規模及び農業所得調書

1 経営規模

(単位：a)

| 地 目 | 自己所有地 | 借入面積 | 計 |
|-------|-------|------|---|
| 田 | | | |
| 畑 | | | |
| 草 地 | | | |
| 計 | | | A |
| 採草放牧地 | | | |

注) 借入面積には受託面積(基幹3作業)を含む。

2 農業従事者一人当たりの農業所得

(単位：円)

| 農業所得 | 農業従事者 | / |
|------|-------|---|
| | | |

注1 農業従事者一人当たりの農業所得は以下のとおり算定する。

(確定申告に基づく農業所得 + 専従者給与額 - 負債の償還額) / 農業従事者数

当該農業者が生産組織、農業生産法人等の構成員であり、当該生産組織、農業生産法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

(1) 負債の償還額は実施要領の運用第6の1の(1)のイの(㊦)による。

(2) 農業従事者数は実施要領の運用第6の1の(1)のイの(㊦)により換算する。

注2 農業所得調書には、農業所得額を証明する書類を添付する。

農作業受委託契約書（様式例）

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより農作業受委託契約を締結する。
この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通所持する。

平成 年 月 日

受託者（以下「甲」という。）

（住所）

（氏名）

委託者（以下「乙」という。）

（住所）

（氏名）

1 農作業受委託の内容

甲は、この契約書に定めるところにより乙により、別表に記載する農作業を受託し、善良なる管理者の注意をもって農作業を実施するものとする。

乙は、甲が農作業を円滑に行えるよう作付けに十分な配慮をする。

2 受託料の支払方法

乙は、別表に記載された農作業に対して、同表に記載された金額の受託料を同表に記載された方法により甲に支払う。

3 契約の変更

契約事項を変更する場合には、甲、乙合意の上、その変更事項をこの契約書に明記する。

(別表)

| 字 | 地番 | 地目 | 面積 (m ²) | 作物 | 作業 種類 | 期間 | 受託料 の額 (円) | 支払 方法 | 通年・期 間の別 |
|-----|----|----|-------------------------|----|----------|----------|------------------|----------|-------------|
| | | | | | 作業名 | 始期 終期 | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | |

(参考様式第9号)

番 号

平成 年 月 日

集落協定代表者名
} 殿
個別協定申請者名

市 町 村 長 名 印

中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定(個別協定)の認定書(変更認定書)

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第7の4の(3)に基づき、平成 年 月 日付けで提出された集落協定(個別協定)を認定したので通知する。

(参考様式第10号)

番 号
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

市 町 村 長 名 印

中山間地域等直接支払交付金実績報告書

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知)の第 1 1 の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

1 交付対象面積及び交付額

(単位：m²、円)

| 区 分 | 面 積 | | 交 付 額 | |
|------------|-----|---------|-------|---------|
| | | 内規模拡大加算 | | 内規模拡大加算 |
| 田 | | | | |
| 急傾斜 | | | | |
| 小区画・不整形 | | | | |
| 緩傾斜 | | | | |
| 高齢化率・耕作放棄率 | | | | |
| 8 法内特認 | | | | |
| 8 法外特認 | | | | |
| 畑 | | | | |
| 急傾斜 | | | | |
| 緩傾斜 | | | | |
| 高齢化率・耕作放棄率 | | | | |
| 8 法内特認 | | | | |
| 8 法外特認 | | | | |
| 草地 | | | | |
| 急傾斜 | | | | |
| 草地比率 | | | | |
| 緩傾斜 | | | | |
| 高齢化率・耕作放棄率 | | | | |
| 8 法内特認 | | | | |
| 8 法外特認 | | | | |
| 採草放牧地 | | | | |
| 急傾斜 | | | | |
| 緩傾斜 | | | | |
| 8 法内特認 | | | | |
| 8 法外特認 | | | | |
| + + + | | | | |

2 集落協定及び個別協定の締結状況

(単位：件、戸、m²、円)

| 区 分 | 協定締結数 | 参加農家数 | 交付農用地 面積 | 交 付 額 |
|------|-------|-------|-------------|-------|
| 集落協定 | | | | |
| 個別協定 | | | | |
| 計 | | | | |

注) 集落協定の参加農家数は、協定に参加している延べ農家数を記入
個別協定の参加農家数は協定認定者数を記入

3 負担割合

(単位：円)

| 区 分 | 都道府県費 | 市町村費 | 計 |
|------|-------|------|---|
| 通常基準 | | | |
| 特認基準 | | | |
| 計 | | | |

(参考様式第11号)

番 号
平成 年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

都 道 府 県 知 事 印

中山間地域等直接支払交付金実績報告書

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知)の第 1 1 の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

1 交付対象面積及び交付額

(単位：m²、円)

| 区 分 | 面 積 | | 交 付 額 | |
|------------|-----|---------|-------|---------|
| | | 内規模拡大加算 | | 内規模拡大加算 |
| 田 | | | | |
| 急傾斜 | | | | |
| 小区画・不整形 | | | | |
| 緩傾斜 | | | | |
| 高齢化率・耕作放棄率 | | | | |
| 8 法内特認 | | | | |
| 8 法外特認 | | | | |
| 畑 | | | | |
| 急傾斜 | | | | |
| 緩傾斜 | | | | |
| 高齢化率・耕作放棄率 | | | | |
| 8 法内特認 | | | | |
| 8 法外特認 | | | | |
| 草地 | | | | |
| 急傾斜 | | | | |
| 草地比率 | | | | |
| 緩傾斜 | | | | |
| 高齢化率・耕作放棄率 | | | | |
| 8 法内特認 | | | | |
| 8 法外特認 | | | | |
| 採草放牧地 | | | | |
| 急傾斜 | | | | |
| 緩傾斜 | | | | |
| 8 法内特認 | | | | |
| 8 法外特認 | | | | |
| + + + | | | | |

2 集落協定及び個別協定の締結状況

(単位：件、戸、m²、円)

| 区 分 | 協定締結数 | 参加農家数 | 交付農用地 面積 | 交 付 額 |
|------|-------|-------|-------------|-------|
| 集落協定 | | | | |
| 個別協定 | | | | |
| 計 | | | | |

注) 集落協定の参加農家数は、協定に参加している延べ農家数を記入
 個別協定の参加農家数は協定認定者数を記入

3 負担割合

(単位：円)

| 区 分 | 資金取崩額 | 都道府県費 | 市町村費 | 計 |
|------|-------|-------|------|---|
| 通常基準 | | | | |
| 特認基準 | | | | |
| 計 | | | | |

4 資金の状況

(単位：円)

| 国 費 | 資金取崩額 | 資 金 残 額 = - | 資金運用益 | 次年度持越額 = + |
|-----|-------|----------------|-------|---------------|
| | | | | |